

テーマ「卸売市場法下で農協共販は生き延びることが出来るか」

日 時 2007 年 7 月 7 日 (土) 1 時 30 分～4 時 30 分

場 所 J Aビル 7 階 全中会議室

当日 J Aビル正面玄関は閉まっています。(裏口) へお回りください。
東京都千代田区大手町 1-8-3

交 通 東京メトロ 千代田線・丸の内線「大手町駅」から 2～3 分

□どうなる青果物販売□

農協の青果物販売事業の根幹をなしてきた「卸売市場」が“激変”しつつあります。
平成 16 年 6 月の卸売市場法の改正によって

①〈買付集荷の自由化〉→集荷方法については何ら規制しない。②〈第三者販売・(仲卸業者の) 直荷引きの弾力化〉④〈商(流)物(流)一致規制の緩和〉⑤〈卸売市場の再編の促進〉→運営の広域化または(中央卸売市場の) 地方卸売市場への転換を推進 ⑥〈卸売手数料の弾力化〉→機能・サービスに見合った手数料を徴収できる。

⑦〈業務内容の多角化〉→兼業等の届出制を廃止、市場外での販売活動に関する規制の緩和等が行われましたが、卸売市場(流通)は現実にはどのように変貌しているのでしょうか。

一方、系統農協の青果物販売事業は卸売市場に対する「無条件委託販売」をその根幹として発展してきましたが、卸売市場の変貌は、この「無条件委託販売」構造(従って農協の青果物共販事業)から、売買契約に基づく「取引」へと抜本的な転換をもたらざるを得ない・・・とすれば どう変わるべきなのでしょうか。

市場の変化を鋭く分析されている藤島教授の報告と青果物流通の現場に立つ森口社長のコメントを受けて、農協共販の「あるべき姿」を探りたいと思います。

報 告 「市場流通はどう変わるか」

東京農業大学教授

藤島 廣二氏



コメンター “農協共販はどう変わるべきか”

全農青果サービス(株)社長

森口 俊 氏



司 会

元農協流通研究所理事長

原田 康 氏



お問い合わせ先

農業協同組合研究会事務局

東京都中央区日本橋人形町 3-1-15 (社団法人農協協会内)

電話 03-3639-1121 (代) FAX03-3639-1120

メールアドレス info@jacom.or.jp

